

警察庁刑事局組織犯罪対策部

組織犯罪対策企画課 犯罪収益移転防止対策室 御中

一般社団法人 信託協会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）」に関する
意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

	該当条文	意見等
1	新規則第 11 条第 2 項第 1 号	<p>「資本多数決法人のうち、その議決権の総数の 4 分の 1 を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人」のうち、「当該資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」は、当該自然人は確認対象の実質的支配者から除外されると理解している。</p> <p>このため、例えば純投資目的等で信託を利用して非上場法人の株式に係る議決権が保有されている場合、受託者である信託銀行等は当該非上場法人の取引先である特定事業者から実質的支配者を問われることが考えられるが、こうした純投資目的等で利用される信託は、当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかであるため確認対象の実質的支配者から除外されると考えるが、その理解で良いか。</p>
2	新規則第 11 条第 2 項第 3 号、第 4 号	<p>GK-TK スキームの合同会社の実質的支配者は、新規則第 11 条第 2 項第 4 号が適用されると理解して良いか。</p> <p>(GK-TK スキームは、合同会社に、匿名組合員が出資しているが、商法第 536 条第 3 項において、「匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない」(※) とされており、新規則第 11 条第 2 項第 3 号イ、ロに該当しないため)</p> <p>※商法の規定により、以下のように解釈できる。</p> <p>イ. 匿名組合員は、事業経営を実質的に支配する能力を有していない。</p> <p>ロ. 匿名組合員は、事業活動に支配的な影響力を有するとは認められない。</p>

※ 新規則：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（仮称）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

以上